



2023年7月10日

各 位

株式会社ラクーンホールディングス
代表取締役社長 小方 功
(コード番号：3031 東証プライム)
問い合わせ先：
取締役副社長 今野 智
電話：03-5652-1711

当社第27回定時株主総会「第2号議案」に関する 議決権行使助言会社ISS社の反対推奨に対する当社の見解について

当社は、2023年7月22日開催予定の第27回定時株主総会の第2号議案において、議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services, Inc. (以下、「ISS社」) より、反対を推奨している旨のレポートが発行されている事実を確認いたしました。

当社は、ISS社の「反対推奨」は極めて形式的な意見であり、かつ、当社が運営している「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」においては、災害時などの際はむしろ株主利益が保護される開催形態であることを見落とした意見であると考えております。改めて本件推奨に関わる当社の見解について、下記のとおりご説明申し上げますので、株主の皆さまにおかれましては、本内容をご確認いただき、当該議案へのご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第2号議案（定款一部変更の件）について

ISS社は、第2号議案に関し、同社のバーチャルオンリー型株主総会の基準に鑑み、反対推奨をしているとのことです。第2号議案に関する説明は、第27回定時株主総会招集ご通知65ページに記載のとおりであります。以下のとおり補足いたします。

当社といたしましては、現時点において、当社にてバーチャルオンリー型株主総会を実施する予定はございません。また、株主提案がなされた時など、株主の皆さまとの対話が特に必要となる場合において、物理的な場所での対話を希望する株主さまの利益を不当に害する目的で、バーチャルオンリー型株主総会を開催することもございません。

当社は以前から、株主の皆さまとの対話を重視しております。株主総会においては、土曜日開催とすることで、可能な限り多くの株主の皆さまにご参加いただき、ご質問、ご意見をいただけるよう運営してまいりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、第24回定時株主総会（2020年7月23日開催）から、「ハイブリッド出席型バーチャル株主総会」の運営を続けております。

現在、多くの会社で採用されている「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」は、実際の会場

での参加（リアル参加）とオンライン参加の両方を認めた開催形態ですが、オンライン参加の株主には会社法上の「出席」が認められておらず、審議等を確認・傍聴することができるだけになります。議決権行使ができない他、質問等も行えないことから、株主の利益を損なう開催形態であります。

一方で当社が運営している「ハイブリッド**出席型**バーチャル株主総会」は、実際の会場での参加（リアル参加）とオンライン参加の両方を認めた上で、オンライン参加の株主にも議決権等の行使を認める（会社法上の「出席」が認められる）開催形態であります。質問も行えるため、オンラインでご参加の株主の皆さまからのご質問についても、会場での参加の株主の皆さまと遜色なくお受けしてまいりました。当社では「ハイブリッド**出席型**バーチャル株主総会」の運営を数年継続したことで、結果的に非居住者を含む遠隔地在住の株主の皆さまに株主総会に出席していただけるようになったことを認識しております。インターネットを通じて株主総会に出席できることで、場所に縛られることなく、公平に権利行使の機会が確保されることとなります。当社では、株主の皆さまとの有意義な対話を阻害するものではなく、むしろ促進するものと考えており、新型コロナウイルス感染症が収束しつつある今後についても、「ハイブリッド**出席型**バーチャル株主総会」のスタイルを継続する所存です。

なお、災害等により物理的な会場の設置ができない等の理由で、やむを得ず「バーチャルオンリー型株主総会」を選択せざるを得なくなることは想定すべきと考えますが、その場合においても、当社はオンライン参加の株主に議決権等の行使を認める（会社法上の「出席」が認められる）開催形態を堅持する方針です。これは株主の利益を損なうのでは無く、むしろ災害等の場合においても遠隔地で株主の権利行使が可能になる点において株主利益の保護を意味するものと考えます。

当社では、株主総会への出席方法の選択肢を拡充することは株主の皆さまの利益に資するものと考えており、本議案を株主の皆さまにお諮りするものです。株主の皆さまにおかれましては、何卒趣旨をご理解いただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

（ご参考）2023年6月株主総会開催方法

リアル株主総会	ハイブリッド参加型 バーチャル株主総会※ ¹	ハイブリッド出席型 バーチャル株主総会※ ²	バーチャルオンリー型 株主総会※ ³
1,856	394	16	11

※¹ リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会をいう。（経済産業省 2020年2月26日策定「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」）

※² リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいう。（経済産業省 2020年2月26日策定「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」）

※³ リアル株主総会を開催することなく、取締役や株主等が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をする株主総会をいう。（経済産業省 2020年2月26日策定「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」）

以上